

市では収集
できないもの

② 家庭用パソコン

家庭で不要になったパソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、メーカーなどに回収・再資源化が義務付けられているため、**市では収集できません**。下記の方法で処理してください。

- ◎デスクトップパソコン本体
- ◎ノート型パソコン
- ◎CRTディスプレイ
- ◎液晶ディスプレイ



- **その他対象となるもの**
マウス、キーボード、スピーカー、
ケーブルなど、購入時の標準添付品

- ✕ **対象とならないもの**
プリンター、スキャナーなどの周辺機器、CD-ROM媒体
などの記録メディア、ワープロなど

【出し方】

◎PCリサイクルマークがついている場合

- ・メーカー受付窓口へ回収を申し込んでください。
回収・資源化料金は購入価格に上乗せされているので、排出の際に費用はかかりません。
- ※ PCマークがついていても、倒産などによりメーカーが存在しない場合は、「PCマークがついていない場合」と同様に処理を依頼してください。



このマークが目印です！

◎PCリサイクルマークがついていない場合 ①②いずれかの方法で処理してください。

- ①メーカー受付窓口へ回収を申し込む（メーカーが存在する場合）
 - ②パソコン3R推進協会へ回収を申し込む（メーカーが存在しない場合や自作パソコンなど）
- ※ 回収・再資源化料金、リサイクル処理料金は、品目やメーカーにより異なります。

詳しくは「一般社団法人パソコン3R推進協会」へ

☎ 03-5282-7685

ホームページ: <https://www.pc3r.jp>

市では収集
できないもの

③ 在宅医療廃棄物

針のついた注射器、
注射針などの鋭利なもの

提供を受けた医療機関
または薬局などに
ご相談ください。



次のものは
「燃えるごみ」へ出してください。

- ◎栄養剤バッグ
- ◎チューブ類・カテーテル類
(50cm以内に切る)
- ◎透析用CAPDバッグ
- ◎プラスチック製栄養剤注射器
(針はもともとついていません)



医療機関・薬局へ